

会員だより

【かりゆしウェアの日】 について

道建協会員の皆様、こんにちは

沖縄県内では、夏の正装として‘かりゆしウェア’が定着しています。

最近では観光客の方々にも人気があります。今回は、6月1日【かりゆしウェアの日】について、ご紹介をさせていただきます。

沖縄では広く愛されているかりゆしウェアの魅力を国内外へ広めることで、地球温暖防止や沖縄県の経済振興への貢献を目的として【かりゆしウェアの日】として制定されています。



昭和45年に当時の社団法人沖縄県観光連盟会長の故・宮里定三氏の発案により、沖縄の暑い夏を快適に過ごすとともに、観光沖縄をPRす

会員だより

初心者マークの私

私には、小学生のころから将来は建築に関わる仕事に就きたいという夢がありました。その夢ができたきっかけは、テレビで家をリフォームする番組を見たことです。機械を使って作業しているところや現場で女性の方が働いているのを見てカッコいいと思ったことがきっかけで建築という職業に興味を持ちました。高校では、建築の勉強がなかったので建築科のある学校に入学し、模型・施工・左官・木工・鉄筋など建築についてたくさん勉強することができました。進路活動では、全く会社が決まらず、色々な企業説明会や会社見学に参加しました。



株式会社 豊神建設 代表取締役 上原 進

るために、「沖縄シャツ」の名称で発売されたのが始まりです。

「沖縄シャツ」から30年余り経過し、様々な取り組みや出来事を通していく中で、かりゆしウェアはデザインや形、素材の多様化など時代とともに変化しております。「かりゆし」という言葉は、沖縄の方言で、「めでたいこと」や「縁起のよいこと」を意味します。

道建協会員の皆様、今年の夏は、自分好みのかりゆしウェアで過ごされてはいかがでしょうか。



【総務営業部係長 当真 輔】

株式会社 北勝建設 代表取締役 新里 勝則



私は、模型をつくるのが好きだったので設計の会社にするのか、左官や鉄筋が好きだったので現場にでるのか、施工管理の会社にするのか、ほかにも、建築か土木か、とても悩んでいたときに北勝建設の会社見学に参加しました。北勝建設の会社見学では、会社の雰囲気がよく、公共工事や土木の仕事が多いことを知りました。また、現場を見たときに土木もありだなと思い、北勝建設に決めました。今はわからないことだらけですが、これから精一杯頑張ります。

【工事部 崎山ひなた】

活動報告・トピックス

企画・広報委員会コーナー

会員の皆様こんにちは。

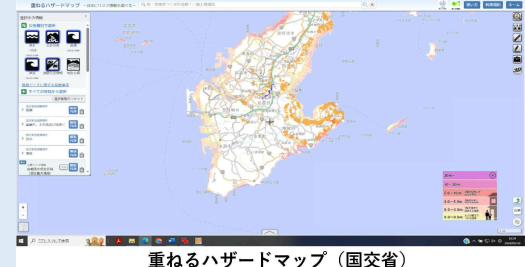
今回は災害時の情報共有および備えの大切さについてお話ししたいと思います。

近年多くの地震が各地で起きており、能登半島地震では津波の発生もあり大きな被害が出ました。4月3日に発生した台湾地震の影響により沖縄県へも津波警報が発令され、避難する方々で交通渋滞や多くの混乱を招いた事は御存じだと思います。

地震とは縁遠いと思われがちな沖縄ですが去年は震度3以上の発生回数が全国10位(9回)であったのは以外でした。車社会といわれる沖縄県では緊急時における避難経路確保と迅速な誘導が大切である事と、在沖・観光客等を含め外国人向けへの周知方法についても検討が必要だと思いました。

弊社では災害時の情報共有対策として位置情報付加写真ファイルリクエスト訓練や安否確認訓練を毎月実施し社員の対応力および意識向上に努めております。

皆様もこれを機会に、重ねるハザードマップ(国交省)などを活用し、付近の海拔や市町村の避難場所・経路を今一度確認され、いざという時のために対応できるよう備え(心構え)を御家族と再確認されてみてはいかがでしょうか。



【企画・広報委員会委員
(株)屋部土建 技術管理部 部長 知念 吉松】

第213回道路美化・清掃活動

5月の道路美化・清掃活動は残念ながら雨天のため中止となりました。

5月21日(火)10:00からの道路美化・清掃活動ボランティアは、梅雨入りの雨天のため、中止と致しました。6月は是非開催できる事を願っています。6月18日(火)の予定です。宜しくお願いします。

今月の予定

- ①第2回技術・積算委員会
6月4日(火)11:00～13:00支部会議室
- ②第46回定時総会
6月6日(木)14:00～15:00ザ・ナテラス
・本部・支部意見交換会
15:10～16:10ザ・ナテラス
・道路建設意見交換会
16:30～18:00ザ・ナテラス
・道路建設懇談会
18:15～19:30ザ・ナテラス
- ③第2回安全委員会
6月11日(火)11:00～13:00支部会議室
- ④第214回道路美化・清掃活動
6月18日(火)10:00～11:30明治橋周辺国道
- ⑤令和6年度「舗装施工管理技術者」
「舗装診断士」資格試験
6月23日(日)9:30～16:30琉球大学

定額減税 6月実施

6月から定額減税が実施されます。私たち給与所得者に関する場合を簡単に紹介します。

今回の定額減税では、1人あたり年間で、所得税が3万円、住民税が1万円減税されます。納税者本人だけでなく扶養している子どもや、年収103万円以下の親族も減税の対象となります。例えば、夫婦と子ども2人の4人家族の場合、共働きかいわゆる「片働き」に関わらず世帯全体では、所得税が12万円、住民税が4万円のあわせて16万円が減税されます。

○給与所得者について

まず、毎月の給与やボーナスから源泉徴収で所得税が差し引かれている会社員などの給与所得者の場合です。

所得税の減税は勤務先の事情にもよりますが、早ければ6月に受け取る給与やボーナスから反映されます。ボーナスなどで所得が多ければ6月分だけで全額減税されるケースもあります。

一方、扶養家族の人数や所得によっては、6月分の納税額から減税額すべてを差し引けないことも想定され、その場合、7月以降の所得税から順次、差し引くことになります。

一方で、住民税は、6月分の納税額が0円となります。その上で減税分を反映させた1年分の納税額を、7月以降の11か月に分割して納税することとなります。

詳しくは国税庁HPで！ 出典：NHK首都圏だ

「編集室から」は定額減税の話が長くなったのでお休みします